

事故にあったら、怪我人の救護と110番！

令和元年中，11月末の時点において，去年同期と比べて，**ひき逃げ等が増加**しています。

事故があった時は，直ちに車両を停止して，「**負傷者の救護**」「**危険防止措置**」「**警察への報告**」を直ちに行いましょう。



〔立ち去った場合は・・・〕(状況により異なります)
救護義務違反(負傷者を救護せず立ち去った場合など)・・・

点数・・・35点(取消・欠格期間3年)

罰則・・・10年以下の懲役又は100万円以下の罰金

危険防止措置違反(道路上に事故車両を放置して逃げた場合など)・・・

点数・・・5点

罰則・・・1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
報告義務違反・・・

罰則・・・3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



※ 事故後の措置は，**事故後直ちに行わなければいけません。**

- ・ 相手が「大丈夫」と言ったので，立ち去った
- ・ 一度家に帰ってから，直ぐに現場に戻るつもりだった
- ・ 事故の原因は相手にあると思ったので立ち去った
- ・ 相手がいなくなったので，自分も立ち去った
- ・ 職場に戻ってから通報した

などは，**ひき逃げになる**場合があります。

また，**自転車でも同様の義務が課せられており，違反すると，処罰される**可能性があります。



「なくそう交通死亡事故 アンダー75作戦」実施中